

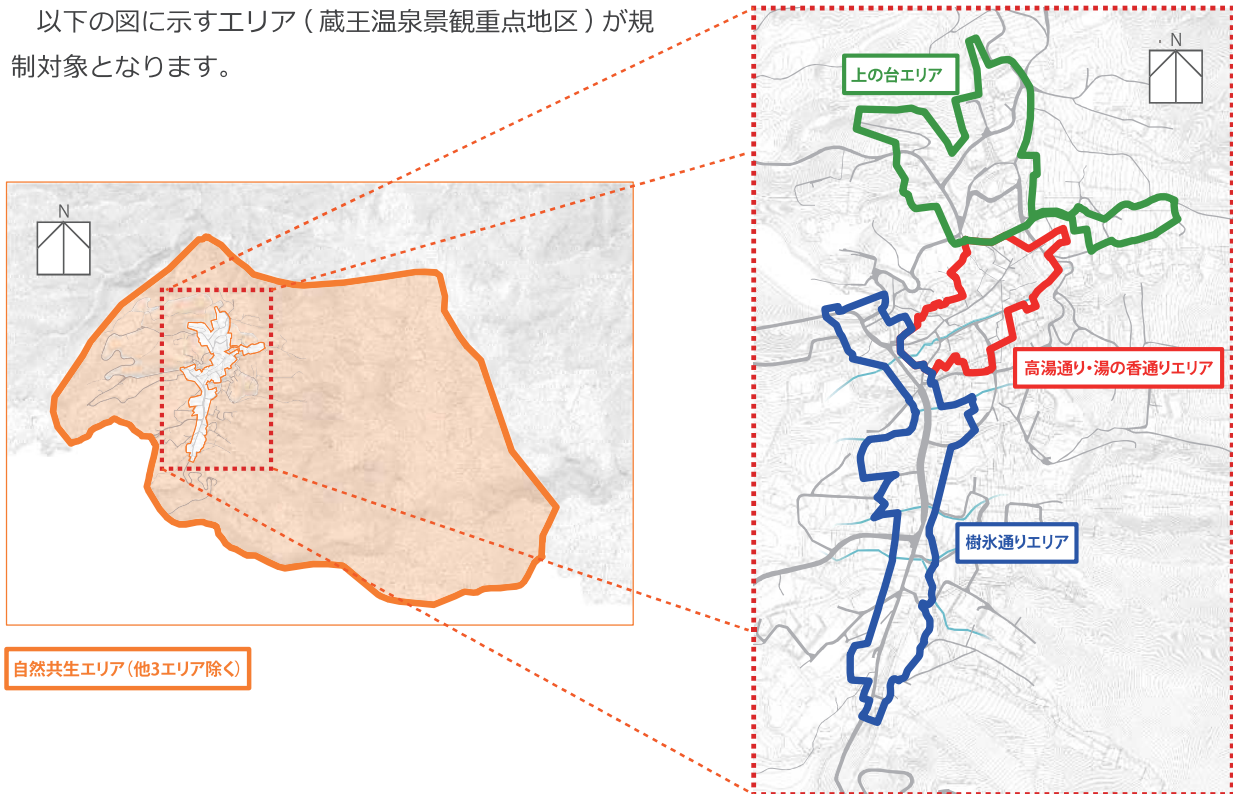
蔵王温泉景観重点地区における 屋外広告物に関する規制内容について

山形市では、市を代表する観光地の一つに数えられる蔵王温泉地区について、良好な景観形成を推進することを目的に令和3年3月に「景観重点地区」に指定しました。

景観重点地区においては、建築物等の景観形成と一体となって、より積極的かつ重点的に屋外広告物の景観形成に取り組むため、屋外広告物設置基準を定めています。

屋外広告物の規制対象エリア

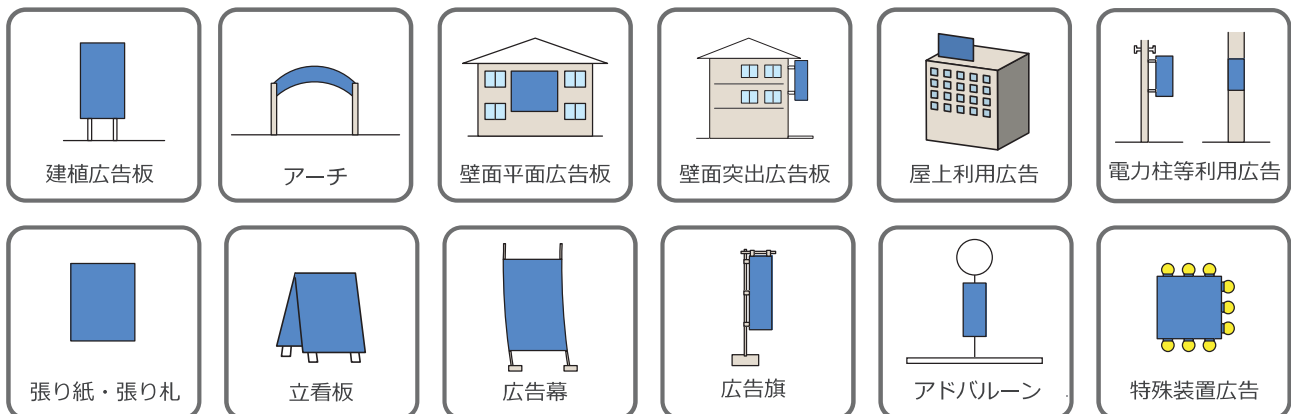
以下の図に示すエリア（蔵王温泉景観重点地区）が規制対象となります。



規制対象となる屋外広告物の区分・種類

蔵王温泉地区の屋外広告物の設置に関しては、山形市広告物条例を順守しつつ、設置、形態・意匠、照明、維持管理などについて独自の設置基準を設けました。

●規制対象となる屋外広告物の種類



屋外広告物を新設・改修される場合

新しく屋外広告物の設置を予定している場合、または、老朽化した屋外広告物を改修する予定がある場合は、あらかじめ、山形市まちづくり政策部まちなみデザイン課（☎023-641-1212（内線 525・526））までご相談ください。

蔵王温泉景観重点地区の主な屋外広告物の設置基準

※詳細は、「景観法に基づく行為の届出に係るガイドライン」をご覧ください。

		自然共生エリア	高湯通り・湯の香通りエリア	樹氷通りエリア	上の台エリア
設置		山形市屋外広告物条例に定める設置基準とする。	山形市屋外広告物条例に定める設置基準に加え、エリア独自の基準を定める。（詳細はガイドライン参照）	山形市屋外広告物条例に定める設置基準とする。	山形市屋外広告物条例に定める設置基準とする。
		自家広告物と案内広告以外の一般広告物は設置しないこと。			
デザイン		自然との調和に配慮し、必要最少限の規模・数とすること。	歩行者が温泉街の雰囲気を感じることができる種類・大きさの看板を使用すること。	必要最小限の規模・数とすること。	——
		——	歩行者や除雪に配慮し、移動式の看板の活用に努めること。	——	——
形態・意匠	デザイン	周辺の自然環境に配慮し、山並みと調和したデザインとすること。	まちなみと調和し、和の雰囲気が感じられるデザインとなるように努めること。	建物や周辺環境との調和に配慮し、歩行者から見て美しく、わかりやすいものとする。	背景の山並みや自然と調和したデザインとすること。
	色彩	周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した落ち着いた色を使用すること。使用する色数は少なくすること。	原色は使用せず、黒やこげ茶系などの落ち着いた色を使用し、文字等は白系の色とすること。	原色は基本的に使用せず、自然と調和した落ち着いた色を使用すること。	原色はできるだけ使用せず、周囲と調和した色を使用すること。
	素材	木材や石材等の自然素材を積極的に使用すること。光を強く反射する素材は極力使用しないこと。	木質系の看板（壁面平面広告板、袖看板、立看板等）や布製ののれん、日よけ幕を使用すること。	木材や石材等の自然素材の活用を基本とすること。	木質系の看板（壁面平面広告板、袖看板、立看板等）を使用すること。
規模	<p>壁面突出広告板/表示面積5㎡以下※3</p> <p>壁面平面広告板/表示面積5㎡以下※2</p> <p>立看板/表示面積4㎡以下、高さ3.6m以下</p> <p>広告幕・広告旗/短辺1.5m以下</p> <p>建植広告板/表示面積5㎡以下※1、高さ5m以下</p> <p>※1：樹氷通りエリアは3㎡以下 ※2：高湯通り・湯の香通りエリアは2㎡以下 樹氷通りエリアは3㎡以下 ※3：高湯通り・湯の香通りエリアは0.8㎡以下、壁面線からの出幅1m以下 樹氷通りエリアは0.5㎡以下、壁面線からの出幅0.8m以下</p>				

お問合せ

- 山形市 まちづくり政策部 まちなみデザイン課
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 TEL：023-641-1212（内線512） FAX：023-624-8903
E-mail：machinami@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- 公式ホームページ URL：https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp